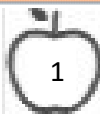


令和8年4月から

保育料と副食費が無償化されます

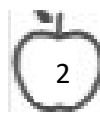
すでにお支払いの保育料・副食費は無償化対象月までさかのぼってお返しします

※詳しくは「手続きについて」をご覧ください。



事業の目的

保育所等に子どもを預ける子育て世帯の経済的負担の軽減と、安心して子どもを産み育てやすい環境の充実を図るために、対象となるお子さんの保育料及び副食費を無償化いたします。



無償化の対象

市内に住所を有し、居住していることが条件で他市町村(広域)の施設を利用する子どもも対象になります。

施設・事業	対象年齢	今回新たに無償となる内容
①保育所・認定こども園	0歳～2歳児 (2号・3号認定)	保育料
②保育所・認定こども園 幼稚園	3歳～5歳児 (1号・2号認定) 満3歳児(1号認定)	副食費 (上限：月額5,100円)
③幼稚園等(預かり保育)	満3歳児	利用料 (上限：利用日数×日額450円)
④認可外保育施設・ 企業主導型保育施設	0歳～2歳児	利用料 (上限：月額42,000円)
⑤認可外保育施設・ 企業主導型保育施設	3歳～5歳児	副食費 (上限：月額5,100円)

※①・③・④の保育料等については、延長保育料、教材費、行事費等の実費は対象外です。

※②・③・④・⑤は各施設で金額を設定しております。市の定める上限額までが無償化の対象です。

詳しくは各施設へお問い合わせください。



手続きについて

保育所・認定こども園・幼稚園をご利用中の方へ

7月分からお支払い不要

① 保育料

2号・3号認定を受けている場合は、無償化のための手続きは不要です。

無償化対象月の保育料は、10月以降にお返しします。

●保育所をご利用の方は、後日、市からご自宅へ還付のお手続きの書類をお送りします。

●認定こども園をご利用の方は、施設をとおしてお返しします。

② 副食費

1号及び2号認定を受けている方が無償化の対象となります。無償化に関する手続きは不要です。

無償化対象月の副食費は、10月以降に施設をとおしてお返しします。

※対象額は、各施設で定める額と月額5,100円を比較して、いずれか低い額を上限に無償化となります。(※ごはん代は含まれません。)



幼稚園等預かり保育(満3歳児のみ)をご利用中の方へ

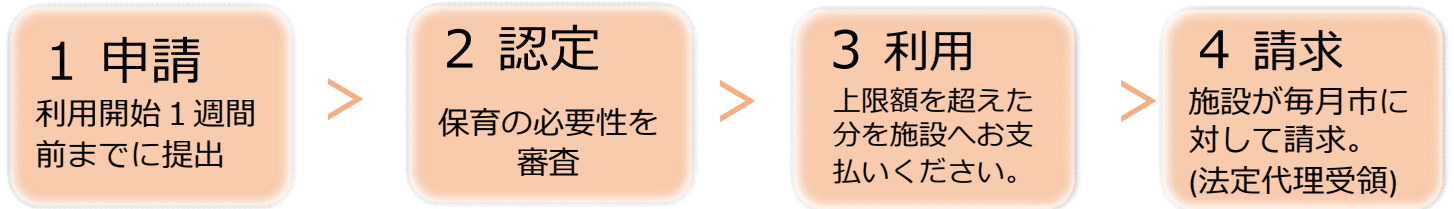
③ 利用料(預かり保育料)

「保育の必要性」の認定の手続きが必要です。「保育料等無償化事業認定申請書」及び保育の必要性を証明する書類をご提出ください。

※令和8年4～6月分は保育の必要性を確認できた場合、無償化対象月の利用料をお返しします。詳しくは後日お知らせします。

※3歳児～5歳児はこれまでどおり、子育てのための施設等利用給付認定申請が必要となります。

【利用のながれ】



認可外保育施設・企業主導型保育施設をご利用中の方へ

④ 利用料

認可外保育施設をご利用の方

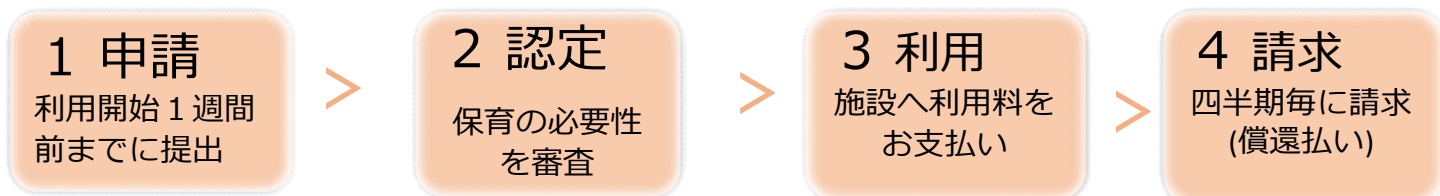
「保育の必要性」の認定の手続きが必要です。「保育料等無償化事業認定申請書」及び保育の必要性を証明する書類をご提出ください。

※令和8年4～6月分は保育の必要性を確認できた場合、無償化対象月の利用料及び副食費をお返しします。

企業主導型保育施設をご利用の方

「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。詳しくは施設若しくは市へお問い合わせください。

【利用のながれ】



⑤ 副食費

認可外保育施設をご利用の方

施設等利用給付認定を受けている方が無償化の対象となります。無償化に関する手続きは不要です。四半期毎に必要な書類を添えて請求(償還払い)となります。

企業主導型保育施設をご利用の方

「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。7月分からお支払い不要です。無償化対象月の副食費はお返しします。還付については、10月以降に施設をとおしてお返しします。

※対象額は、各施設で定める額と月額5,100円を比較して、いずれか低い額を上限に無料となります。(※ごはん代は含まれません。)

お問い合わせ先：弘前市健康こども部こども家庭課保育係

☎ 0172-35-1131

